

## セゾン共創日本ファンド 販売会社への提供を開始

セゾン投信株式会社（代表取締役社長：園部鷹博、本社：東京都豊島区、以下「セゾン投信」）は、セゾン共創日本ファンドを販売金融機関へ提供いたします。

### 【提供商品】

セゾン共創日本ファンド ※NISA成長投資枠対象商品

### 【提供先販売金融機関】

マネックス証券株式会社 （取扱い開始予定 10月7日）

株式会社SBI証券 （取扱い開始予定 10月18日）

※取扱い開始順

セゾン共創日本ファンドは、5年以上先の企業価値に注目し、幅広い成長ステージを持つ企業へ投資し、企業との対話を通して投資先企業と投資家の資産が共に成長していくことを目指しております。積立による生涯投資をご検討のお客さまへ「日本企業の将来の価値を共に創る」ファンドを資産形成にご活用いただきたいと考えております。

セゾン投信は、資産形成に貢献できるファンドを真摯に運用し、お客さまの生涯投資をサポートしてまいります。

■マネックス証券株式会社

商号 マネックス証券株式会社（販売を行います）

本店所在地 東京都港区赤坂1丁目12番32号

代表者 田原 務、相川 浩

資本金 13,195,101,821円

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第165号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会



■株式会社SBI証券

商号 株式会社SBI証券（販売を行います）

本店所在地 東京都港区六本木1-6-1

代表者 代表取締役社長 高村 正人

資本金 54,323,146,301円

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第44号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人 日本STO協会、日本商品先物取引協会



■セゾン投信株式会社

商号 セゾン投信株式会社（設定・運用を行います）

本店所在地 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン 60・48階

代表者 代表取締役社長 園部 鷹博

資本金 1,000百万円

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第349号

加入協会：一般社団法人 投資信託協会



セゾン投信

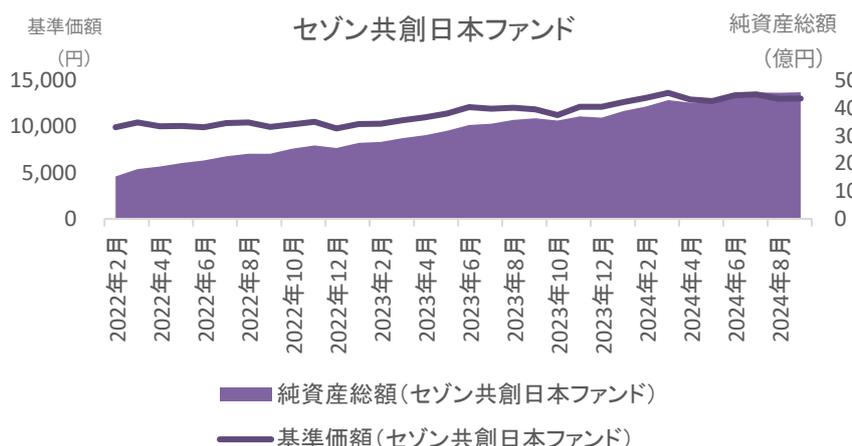
【ファンド概要】セゾン共創日本ファンド <https://www.saison-am.co.jp/japan/fund/explanation/>



■ファンドの特色

- “将来”の価値を重視
- “長期成長”をプロが見極める
- 企業と共に成長を目指す

■基準価額と純資産総額および騰落率（2024年9月30日現在）



基準価額

13,029円

騰落率（1年）

9.92%

騰落率（設定来）

30.29%

ご留意事項

当資料は情報提供を目的としてセゾン投信株式会社によって作成された資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動します。その結果、購入時の価額を下回ることもあります。また、投資信託は銘柄ごとに設定された信託報酬等の費用がかかります。各投資信託のリスク、費用については投資信託説明書（交付目論見書）に詳しく記載されております。お申込にあたっては販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

投資信託に関するリスクについて

セゾン共創日本ファンド

◆基準価額の変動要因

当社の運用、販売するセゾン共創日本ファンド（以下「当ファンド」）は、株式に直接投資を行うファンドであり、主として、国内の金融取引所に上場している株式に投資を行います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受けます。（「価格変動リスク」）また、当ファンドは、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は相対的に大きくなる可能性があります。（「集中投資リスク」）その他の当ファンドにおける基準価額の変動要因としては、「信用リスク」、「流動性リスク」などがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべてお客さまに帰属します。

SAISON  
ASSET  
MANAGEMENT

セゾン投信

#### ◆其他のご留意点

投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。加えて証券会社を通じて購入していない場合には、投資者保護基金の対象となりません。

お取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。投資信託の設定・運用は委託会社がおこないます。

#### 投資信託に関する費用について

##### ◆投資者が直接的に負担する費用

○購入時手数料：ありません。

○信託財産留保額：換金申込受付日の基準価額に0.1%の率を乗じた額が控除されます。

##### ◆投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○運用管理費用：

ファンドの日々の純資産総額に年1.012%（税抜年0.92%）の率を乗じて得た額とします。

○その他費用：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（有価証券の売買の際に発生する手数料や、有価証券の保管に要する費用等を含む）、監査報酬（消費税含む）、立替金の利息等が信託財産の中から差し引かれます。なお、当該その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に計算方法、上限額等を示すことができません。

#### 当資料で使用しているデータ等について

当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

#### NISA制度について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドはNISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）およびつみたて投資枠（特定累積投資勘定）の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

#### 積立について

積立による購入は将来における収益の保証や、基準価額下落時における損失を防止するものではありません。また、値動きによっては、積立よりも一括による購入の方が結果的に有利になる場合もあります。